

委託契約書（案）

印
紙

1 委託業務名 相去太陽光発電所除草業務委託

2 委託場所 北上市相去町高前檀地内

3 委託期間 契約締結日の翌日から
令和 7年10月31日 まで

4 委託料金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

5 契約保証金 金 円
(注) 契約保証金を免除する場合は「免除」と記載すること。

上記の委託業務において、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県
契約担当者
岩手県企業局県南施設管理所長 伊藤 邦彦 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 受注者は、この契約に定めるもののほか、別添設計図書及び特記仕様書に従いこれを誠実に実施するものとする。

(工程表)

第2条 受注者は、委託業務に係る工程表を作成し、この契約締結後7日以内に発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による工程表の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不適当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

(立会及び指示)

第3条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち会わせ、又は必要な事項を指示させることがある。

2 受注者は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、発注者の指示を受けるものとする。

(契約保証金)

第4条 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として委託料の10分の1以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）第22条各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

(注) 企業局契約規程により契約保証金を免除する場合には、第4条を次のように改める。

第4条 削除

(監督職員)

第5条 発注者は、監督職員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(主任技術者)

第6条 受注者は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後7日以内に主任技術者通知書（様式第1号）により発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務内容の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があると認められるときは、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(委託期間の延長)

第10条 受注者は、天災等その責に帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して速やかに書面によりその理由を付して委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(損害の負担等)

第11条 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じた場合については、この限りではない。

(完了報告及び完了確認等)

第12条 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（様式第2号）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する業務完了報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に適合しなかったときは、発注者の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第13条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、請求書（様式第3号）により発注者に委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

(部分払)

第14条 受注者は、委託業務完了前に発注者に対し、委託料の部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による部分払を請求しようとするときは、発注者に申し出て当該請求に係る出来形部分の検査を受けなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による申し出があったときは遅滞なく検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第2項の規定による検査に合格した部分につき第1項の規定に基づいて受注者から請求があったときは、その請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払うものとする。
- 5 第1項の規定に基づいて部分払いを請求できる額は委託業務の出来形部分に対する委託料相当額(以下「出来形検査委託金額」という。)の10分の9以内の額とし、その請求できる回数は委託料の金額に応じ、次の各号に掲げる回数を限度とする。

(1) 委託料が1,000千円未満の場合	1回
(2) 委託料が1,000千円以上5,000千円未満の場合	2回
(3) 委託料が5,000千円以上の場合	3回

(履行の追完請求)

第15条 発注者は、受注者が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行遅延における違約金等)

- 第16条 受注者が、その責に帰すべき理由により委託期間(第10条の規定に基づく変更後の委託期間内を含む。以下同じ。)内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して委託期間を延長することができる。
- 2 前項の規定による違約金の額は、委託料の額から出来形委託金額を控除した額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責めに帰すべき理由により第13条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけ

る債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第 3 条若しくは第 12 条第 3 項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。
- (2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下のこの号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再発注契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再業務契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の契約保証金）

第 19 条 第 17 条又は第 18 条の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

(注) 企業局契約規程により契約保証金を免除する場合には、第19条を次のように改める。

第19条削除

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の10分の5の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条 受注者は、第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(注) 企業局契約規程により契約保証金を免除する場合には、第22条第2項を削除する。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第23条 受注者は、第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定によりしなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(不当介入に対する措置)

第24条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(調査等)

第25条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の処理状況について調査し、若しくは受注者に報告を求めることができる。

(秘密の保持等)

第26条 受注者（受注者の代理人、使用人、その他の従業者を含む。）は、委託業務の実施にあたって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(補則)

第27条 この契約について、疑義が生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県企業局県南施設管理所長 様

住 所

受注者

氏 名

主任技術者通知書

次のとおり主任技術者を定めたので、通知します。

委託業務名	相去太陽光発電所除草業務委託
委託場所	北上市相去町高前檀地内
委託料	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
委託期間	自 令和 年 月 日 至 令和 7年10月31日
主任技術者	

(注) 経歴書等を添付のこと。

様式第2号

令和 年 月 日

岩手県企業局県南施設管理所長 様

住 所

受注者

氏 名

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日次の業務を完了したので、報告します。

委託業務名	相去太陽光発電所除草業務委託
委 託 場 所	北上市相去町高前檀地内
委 託 料	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
委 託 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 7年10月31日

令和 年 月 日

岩手県企業局県南施設管理所長 様

住 所
受注者 氏 名
登録番号

請 求 書

次のとおり請求します。

請 求 金 額	金 円 (金) 10%対象（うち取引に係る消費税額 円）
委託業務名	相去太陽光発電所除草業務委託
委 託 場 所	北上市相去町高前檀地内
委 託 料	金 円
完了確認年月日	

前回までの受領済額の内訳

第 1 回	円	第 3 回	円
第 2 回	円	計	円

振込先 銀行名

銀行 店 預金 口座番号

(注) 請求金額 (金) 欄には、請求の別を部分払又は、精算払と表示すること。